

# 決めました！

## 条例等の主なもの

### ●大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、大崎町職員の育児休業等に関する条例の整備を行うため一部改正を行うものです。

### ●大崎町個人情報保護条例の一部改正

行政手続きにおける特定の個人を選別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、法律の趣旨に沿って大崎町個人情報保護条例の一部改正を行うものです。

### ●大崎町町税条例等の一部改正

地方税法等の一部改正に伴い大崎町町税条例等の一部改正を行うものであり、軽自動車税の環境性能割の導入時期等が変更になったことに伴う規定の整備が主なものです。

### ●大崎町地域優良賃貸住宅基金条例の制定

平成28年度に整備した大崎町地域優良賃貸住宅の大規模な修繕等に要する財源を確保するための基金を設置するに当たり、必要な事項を定めるため条例を制定するものです。

### ●大崎町公民館の設置及び管理に関する条例の全部改正

公民館利用者の利便性がより一層高まるように、大崎町公民館の設置及び管理に関する条例の使用料やその他の事項の改正及び追加を行うため、本条例の全部改正を行うものです。使用料については、これまで、半日、全日、夜間で定めていたものを、これまでの公民館の利用状況を考慮して、1時間単位に改めるものです。

※中央公民館及び中沖地区公民館の使用料については、次のとおりとなります。

施設使用料

区分	使用料(1時間当たり)				
	昼間	夜間	冷暖房		
中央公民館	会議室	270円	270円	540円	
	視聴覚室	270円	270円	540円	
	生活研修室	270円	270円	540円	
	料理講習室	270円	270円		
	大ホール	入場料を徴しない場合	平日	1,620円	冷房 1,620円
			土・日・祝日	2,430円	
大ホール	入場料を徴する場合	平日	2,700円	暖房 1,080円	
		土・日・祝日	4,050円		4,050円
中沖地区公民館	集会室	540円	540円	1,080円	
	日本間	270円	270円	540円	
	会議室	160円	160円	320円	
	料理講習室	270円	270円		

「昼間」とは午前8時30分から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後10時まで